

令和3年第12回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和3年6月29日
開会午後1時33分

2 議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第3 報告第2号 農用地利用調整申出について
日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について
日程第5 議案第2号 現況証明願について
日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 出席委員（13名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
2番	那須信利君	3番	砂原一夫君
5番	渡邊修君	7番	植田市子君
8番	壽見義忠君	9番	長谷川保君
12番	木原閱治君	14番	柳澤路子君
15番	平石栄司君	18番	田中賢治君
19番	石田哲夫君		

4 欠席委員（6名）

1番	平野道教君	4番	岩田博教君
6番	武田政一君	13番	夏野善徳君
16番	竹村勉君	17番	佐藤雅広君

5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

午後1時33分 開会

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第12回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、ただいまのところ13名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、3番砂原委員、8番壽見委員のご両名を指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田 誠君） 本日の欠席委員でございますが、平野委員、岩田委員、武田委員、夏野委員、竹村委員、佐藤委員より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第7までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第2、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により届出が2件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第3、報告第2号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 報告第2号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が5件ございましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては調整委員よりご説明がございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

1番及び5番について那須委員お願いします。

○2番（那須信利君） 1番はですね、前回は借りている●●●●さんで決めさせていただきました。5番は

ですね、これも●●●●さんが借りる予定ですけれども、書類がちょっと間に合わないので今回は継続ということで、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま那須委員より説明がございました。1番及び5番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番について石田委員お願いいたします。

○19番（石田哲夫君） 上の3筆については、これまでの賃貸借で借りていました●●●●さんの息子さん、そして下の1筆については●●●●がこれまで賃貸借で借りていましたので、引き続き●●●●に買っていただくことで成立しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま石田委員より説明がございました。2番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に3番について壽見委員お願いいたします。

○8番（壽見義忠君） はい、継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま壽見委員より説明がございましたけれども、3番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に4番について田中委員お願いいたします。

○18番（田中賢治君） 継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま田中委員より説明がございました。4番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認についてを議題といたします。

本案の2番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、植田委員が議事参与制限に該当いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書の提出が3件ありましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1番ないし3番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより1番ないし3番の3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1番ないし3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第5、議案第2号現況証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第2号、現況証明願について、このことについて記載のとおり願出が6件ありましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料の1ページから18ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、担当されました委員より説明をお願いいたします。

1番について砂原委員お願いします。

○3番(砂原一夫君) 先だって、緑町の方に土地を見に行きましたが、草地っていうか畑としては認められませんでした。以上報告いたします。

○議長(千葉好弘君) ただいま砂原委員より説明がございましたが、1番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に2番及び5番について、那須委員をお願いいたします。

○2番(那須信利君) 2番は雑草なり大きな木が生えていて、とても農地としては使えないという状況です。5番につきましては、何十年も使ってなくて雑草も生えていて、今は農地としては利用不可能と判断しましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長(千葉好弘君) ただいま那須委員より説明がございましたが、2番及び5番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に3番及び6番について、渡邊委員をお願いいたします。

○5番(渡邊 修君) 総会資料の9ページで、799-1が宅地でその周りが願出人の●●●●さんが離農されてから、もう20年以上経って、その間全く使われておられないところです。木がもう生えて農地としては使えない状態になってますので、よろしくをお願いします。6番につきましては、総会資料の18ページ。これも1073-3っていうところが宅地で、宅地と道路に挟まれて三角の黒い狭いところです。これも農地として使われておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま渡邊委員より説明がございましたけれども、3番及び6番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に4番について、富永代理をお願いいたします。

○会長職務代理(富永克治君) はい、総会資料の10ページ12ページをご覧ください。●●●●さんの畑なんですけれども12ページを見ていただくと黒い枠の中、これ今●●●●が現在建ってます。そ

れで、この土地なんですけども、これを宅地として見てもらいたいということです。

これは前の前に●●●●が建つ前に 1 回施設用地で総会に上がっている土地なんです。許可して問題ないと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（千葉好弘君） ただいま富永代理より説明がございましたが、4 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「発言する者なし」）

ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより 1 番ないし 6 番の 6 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1 番ないし 6 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 6、議案第 3 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本案の 2 番は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、渡邊委員が議事参与制限に該当いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、紋別市より求められました 3 件の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1 番ないし 3 番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。これより 1 番ないし 3 番の 3 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1 番ないし 3 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 7、議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本案の 2 番は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、渡邊委員が議事参与制限に該当いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項

の規定による許可申請が記載のとおり 2 件提出されましたので、議決を求めるものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料の 19 ページから 26 ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) 説明いたします。

資料の 19 ページからとなります、こちらは●●●●さん所有の農地を●●●●へ売買するものであります。20 ページには対象地の地図、21 ページには地番図を付けております。次に 22 ページの農地法第 3 条の調査書に基づき、譲受人が農地法第 3 条第 2 項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

続きまして、資料 23 ページからとなります。こちらは先ほど報告いたしました●●●●さんへの相続が完了したことに伴い、●●●●さんへ贈与するものであります。なお、該当地の合筆を行っているため面積においては先ほどの報告時とは差異があります。相続の報告ですね。24 ページには対象地の地図、25 ページには地番図を付けております。次に 26 ページの農地法第 3 条の調査書に基づき、譲受人が農地法第 3 条第 2 項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

以上です。

○議長(千葉好弘君) それでは担当委員より補足説明等があれば、ご発言願います。

売買の 1 番についてでございますが、竹村委員が欠席のため事務局から何かありますか。

農地係長。

○農地係長(安部勝喜君) はい、竹村委員さんの方からお話をお伺いしております。

●●●●の方が地続きの土地を取得するというので、問題ないものと思われるということで、お伺いしております

以上です。

○議長(千葉好弘君) それでは 1 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に贈与の 2 番について、那須委員何かございますか。

○2 番(那須信利君) ありません。問題なしです。

○議長(千葉好弘君) それでは 2 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

これより 1 番及び 2 番の 2 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1 番及び 2 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第12回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午後1時56分 閉会